

日本国憲法を生かし、安定した雇用の実現等に関する意見書

労働法制の規制緩和が行われてきた結果、非正規雇用労働者は2,000万人を超え、年収200万円未満のワーキングプアも1,100万人に達する事態となっている。また、若者が働き続けることができない「ブラック企業」が社会問題となっており、就職活動も若者を苦しめている。雇用の状況は「底が抜けた」という表現が使われるほど深刻であり、このままでは日本社会の未来が危ぶまれる。このような中で、雇用の安定を取り戻し、人間らしく働き続けられる仕事・職場（ディーセント・ワーク）を実現することが緊急の課題となっている。さらには、経済の再生のためにも、政治の主導で賃上げに進むことが求められている。

政府が進めようとしている「雇用改革」は、労働法制の規制緩和をさらに強化するもので、「労働者保護」とは真逆となっている。さらには、産業や企業の「新陳代謝」にあわせて、雇用のルールも「雇用維持型」から「労働移動支援型」に転換するとしており、これではリストラが多発し、「大量失業時代」が到来しかねない。

解雇をしやすくし、賃金などの処遇も引き下げる「限定正社員」制度や、労働時間（残業）規制の骨抜きと一体で長時間過密労働を強いる「無限定社員（ホワイトカラー・エグゼンプション）」づくり、労働者派遣の事実上の自由化など、若者が働き続けることができない「ブラック企業」化を促進し、過労死を多発させかねない。

今求められるのは、日本国憲法を生かし、幸せに暮らせる日本にしておくことである。

よって、国においては、下記事項について適切に対策を講じるよう強く求めるものである。

記

- 1 解雇や雇いどめを規制して、安定した雇用制度にすること。「限定正社員」や「解雇の金銭解決制度」など、解雇をしやすくする制度づくり

は行わないこと。

2 残業代をゼロにする労働時間（残業）規制の骨抜きや労働者派遣の拡大など、労働法制の規制緩和を行わないこと。

3 「均等待遇」原則を確立し、非正規雇用労働者の差別的な待遇を改善すること。労働者が安心して働き続けられる労働環境となるよう、「働くルール」の整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

秋田市議会議長 鎌 田 修 悦

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

厚 生 労 働 大 臣 田 村 憲 久 様

衆 議 院 議 長 伊 吹 文 明 様

参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 様